

監事の意見書

(令和4年度 監査報告から抜粋)

1 会計監査について

(1) 監査の概要

令和4年度決算については、令和4年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会い及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

(2) 監査の結果

令和4年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録については、適正に処理されているものと認められた。

(3) 意見

① 会館拡充準備金について議論の継続について

令和4年度決算の時点において、会館の拡充のために会館特別会計に計上された特定資産 115,166,275 円に加えて、一般会計に会館拡充準備金 50,000,000 円を保有している。令和3年度監査報告において、特定資産として保有する以上、会館拡充についての計画の策定が必要であり、少なくとも会館拡充に関する将来のビジョンを示しておくことが望ましいと報告しているが、令和4年度においても進展がないようであり、議論の継続をお願いしたい。

② 共済会特別会計の取扱いについて

当年度から共済会特別会計については、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）決算に含めている。共済会特別会計の前年度末の一般正味財産期末残高 52,876,823 円については、連合会の当年度の正味財産増減計算書において、一般正味財産期首残高調整額として取り入れている。また、共済会特別会計の前年度末の現金及び現金同等物期末残高 58,932,983 円は、連合会の当年度のキャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物期首残高の調整額として取り入れている。

この取扱いは、税務申告が共済会特別会計を含めた決算数値に基づきなされている等、日本土地家屋調査士会連合会共済会が独自の法人格を有すると判断できるだけの客観的かつ合理的な理由が存しないことからなされたものであり適切な取扱いと考える。

③ 財政調整積立金について

連合会は、令和 4 年度に、財政調整積立金特別会計において財政調整積立金として 35,000,000 円を積み立て、令和 4 年度末における同積立金残高は 165,914,771 円となっている。令和 4 年度の通常会費収入が、444,368,250 円であることから、その約 8%が財政調整積立金として積み立てられている。

財政調整積立金は、不測の事態が生じた場合に連合会事業に支障を生じさせないために内部留保の確保を目的とするものであるが、その積立金目標額を明らかにし、目標達成後は、当該財源は連合会の本来事業に充当することが適切であり、そのための中長期の事業計画を策定することが望まれる。

2 業務監査について

(1) 監査の概要

令和 4 年度業務監査については、2 回の監査会のほか、理事会及び全国会長会議に出席し、また、連合会のグループセッション内の意見交換等を通じて、連合会役員の業務執行状況について監査を行った。

中間監査、期末監査においては、役員に事業計画に関する経過報告及び関係資料の提出を求め、必要に応じて質疑応答を行った。

(2) 監査の結果

役員は、適宜適切な判断により、土地家屋調査士制度の充実と発展のために業務改善と事業計画の執行に努力していることが認められた。

(3) 意見

中間監査、期末監査において、会務執行状況の報告を聞き、連合会の役員及び委員各位が今後も厳しい状況が続く中ではあるが、ますますの土地家屋調査士制度の充実と発展のために、以下の事項につき意見を付す。

① 土地家屋調査士法人会員の登録事務の遅滞について

登録事務の遅滞はあってはならないことである。中間監査報告で意見を付し、令和 5 年 1 月末現在で解消したとの報告や既に原因を検証し登録事務への対策を講じたことは評価するが、登録事務は連合会が行う業務の根幹であることから、より良い登録事務を追求

し今後このような事態を二度と招かないようにしていただきたい。

② 土地家屋調査士総合研究所の設置について

令和4年度に設置することとして令和3年度から2年間継続して協議・審議がされているが、何ら進展が見えない。理事会での質疑内容も同じことの繰り返しであり、協議も説明も不足していると感じる。令和5年度以降も継続審議するとのことであるが、これまでと同じ内容の提案であれば、役員の総意を得ることは困難であると思われる。現在ある研究所を変革するなどの方策も視野に入れ、抜本的な計画の変更が必要であると考えるところである。

③ 土地家屋調査士試験受験者増加等への施策について

令和3年度監査報告において、土地家屋調査士試験受験者数が近年減少していると報告しているが、令和4年度の出願数が5,400名と前年度比667名増(14.1%増)と増加している。令和4年度において、土地家屋調査士試験日ポスターの掲示、小冊子の配布等の啓発活動を行っているが、出願者数の増加の要因を分析し、啓発活動の成果を事後検証し、引き続き受験者数増加に向けた施策を進めていただきたい。また、女性受験者の増加に向けた施策も併せて啓発活動を継続していただきたい。

④ 電子証明書の取得の促進について

連合会として、土地家屋調査士電子証明書の取得の促進を進めているが、有効電子証明書所有者は、令和5年3月30日現在11,631名(同年4月1日現在の会員数は15,654名である。)となっている。令和4年度中の新規取得者は250名程度にとどまっており、啓発活動を継続していただきたい。

⑤ 財産管理人制度への参画について

新たに始まる財産管理人制度への参画については、最高裁判所に対して新しい管理人制度への土地家屋調査士の活用方についての要望を行い、財産管理人養成講座を開設するなどしたことは評価するものである。引き続き財産管理人制度に土地家屋調査士が参画できるよう取り組んでいただきたい。

⑥ 懲戒処分申し立てについて

令和2年8月1日施行の土地家屋調査士法により懲戒処分権者が法務大臣となったが、これに伴い処分までの処理期間がかなり長くなっている。また、処分内容も以前と比較し軽い内容となっている。土地家屋調査士が国民の負託に応えるために公正な業務を行っていることを示すためにも、不適切な業務に対しては迅速な処分、適正・厳格な処分が必要と考える。関係部署に対して、継続的な要望をお願いしたい。

3 監査の総評

令和4年度監査における会計監査及び業務監査については、前述のとおり慎重かつ厳格に

監査を行った。年度途中で登録事務の遅延が発覚したが、役員並びに事務局員の努力により早期に解消できたことは評価するが、令和3年度の法人会費収入の誤謬の件、令和4年度の登録事務の遅滞の件と2年連続で問題が発生している。今後このような事態が生じないように役員一同には、適切な指導、監督をお願いする。

以上